

障がい者支援施設 ウィズ東苗穂

重要事項説明書

(施設入所支援・生活介護)

当事業所では、利用者へ施設入所支援ならびに生活介護サービスを提供します。
当サービスの利用は、原則として上記サービスの支給決定を受けた方が対象となります。

社会福祉法人シルバニア
障がい者支援施設 ウィズ東苗穂
当事業所は指定障害者支援施設の指定を受けています。
(北海道指定 第0110200334号)

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 シルバニア
所在地	札幌市東区東苗穂町1089番1
代表者氏名	理事長 山田 晋子
設立年月日	平成12年2月16日
電話番号	011-789-3001
ファックス番号	011-789-3101
他の事業	障がい者支援施設 ウィズ東苗穂 (短期入所事業) 就労継続支援 A 型事業所 (車いす修理センター) 特別養護老人ホーム ウィズ東苗穂 (介護老人福祉施設) 老人短期入所事業 ウィズ東苗穂 (短期入所生活介護事業) (介護予防短期入所生活介護事業) 老人デイサービス事業 ウィズ東苗穂 (通所介護事業(共生型)) (介護予防通所介護事業) ケアハウス ポプラ東苗穂 (特定施設入所者生活介護事業) (介護予防特定施設入所者生活介護事業) 居宅介護支援センター ウィズ東苗穂 (居宅介護支援事業) 札幌市東区介護予防センター東苗穂 (札幌市介護予防センター運営事業)

2. 利用事業所

事業所の種類	平成21年3月1日 北海道指定 第0110200334号	
事業所の名称と目的	障がい者支援施設 ウィズ東苗穂	
	施設入所支援	生活介護事業
主たる対象者	身体障がい者	身体障がい者
営業日		月曜日～土曜日 ※ただし、他の曜日に実施する場合は、事前に掲示します。
営業時間		9:00～17:00
事業実施区域		札幌市東区・北区
施設の所在地と 連絡先	北海道札幌市東区東苗穂町1089番1	
	011-789-3001	

施設長(管理者)	塩原 清太郎	
サービス管理責任者	赤石 侑平	
施設の運営方針	利用者に対してその自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、治療や養護を行い、また利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って、施設支援を提供します。できるだけ居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結びつきを重視し、関係機関等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供を行います。	利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことが出来る様、入浴、排泄及び、食事の介護、創作的活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
事業所の開設年月日	平成12年2月16日	
定員	20人	
第三者評価の実施状況	なし	

*** 夜間のご利用(施設入所支援)と、日中のご利用(生活介護事業)は、一体的な組み合わせとして(セットで)提供されるものではありません。利用者が、市町村等に相談をし、夜間と日中のサービスをそれぞれ別の事業者にて利用されることも可能です。**

3. サービスに係る設備等の概要

(1)居室の概要

居室の種類	室数	備考
個室	8 室	洗面所が設置されています。
2人部屋	6 室	洗面所が設置されています。

(2)居室以外の施設設備の概要

施設設備の種類	施設入所支援・生活介護	備 考
食堂	1 室	
浴室	4 室	
トイレ	2ヶ所	男女それぞれに座面トイレがあります。
医務室	1 室	簡易救急設備、歯科治療設備
静養室	1 室	簡易医療設備
その他		相談室、多目的室、活動室、機能訓練

		室等
--	--	----

* 当事業所では、居室以外に上記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、施設入所支援ならびに生活介護のサービス提供に設置が義務づけられている施設・設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

(3)居室の変更

少人数での入所支援という特性から、定期的な居室変更を行ってまいります。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(4)施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ① 居室には備品としてチェスト、デスクが備え付いております、ご自由にお使い下さい。
- ② 備品や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
- ③ その他の所持品や持ち込み品につきましては、スペースが限られておりますので、居室内と私物庫に納まる程度にお願いいたします。また、大型家具等の持ち込みは、施設へご相談下さい。
- ④ 共有スペース(多目的室等)につきましては、施設事業所での利用が優先されます。空き時間についてはご自由にご利用下さい。
- ⑤ また、私物の持込はご遠慮下さい。持ち込んだ場合、故障などについて施設では一切責任は負いかねます。自己管理でお願いいたします。
- ⑥ 施設及び敷地内は禁煙となっております。
- ⑦ 面会は自由です。入口(事務所)にて面会簿に記入下さい。外出・外泊は自由にできます。記入届がありますので、ご記入ください。
- ⑧ 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する布教活動等のご遠慮下さい。
- ⑨ 貴重品の管理につきましては、利用者の責任において管理していただきます。自己管理できない利用者につきましては、預かり金管理サービスをご利用いただけます。

4. 従業者の配置状況

従業者の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

当事業所では、利用者に対して指定障害福祉サービスを提供する者として、下記の職種の従業者を配置しています。

＜主な従業者の職員体制＞

① 職員の配置状況・職務内容（障がい者支援施設と兼務）

＜令和6年11月1日現在＞

職 種	人員及び形態・職務内容
施設長	1名（常勤） 従業者及び業務管理その他の管理を一元的に行います。また、従業者に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
サービス管理責任者	1名以上（常勤） ① 施設障がい福祉サービス計画の作成等に関する業務を行います。 ② 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障がい福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身状況、当該施設以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握します。 ③ 利用者の心身状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行います。 ④ 他の従業者に対する技術指導又は助言を行います。
医 師	1名（非常勤） 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行います。
看護職員	2名以上（常勤） 利用者に対して必要な看護業務を行います。
生活支援員	13名以上（常勤・非常勤） 利用者の心身の状況に応じた適切な支援等を行います。

機能訓練指導員	1名以上（常勤） 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練等を行います。
管理栄養士	1名以上（常勤） 利用者の健康状態に配慮した食事の提供を行います。

② 職員の勤務体制

職 種	勤務体制
施設長	8時30分～17時30分
サービス管理責任者	8時30分～17時30分
医 師	毎週1回、往診
介護職員 （生活支援員）	（早出）7時30分～16時30分 （日勤）8時30分～17時30分 （遅出）10時00分～19時00分 （夜勤）17時00分～9時30分
看護職員	8時30分～17時30分
機能訓練指導員	8時30分～17時30分
管理栄養士	8時30分～17時30分

※スタッフの体調不良などによる休暇、研修、出張などの業務により勤務が変更になる場合がございます。

（注1）生活介護事業の営業日は月曜日から金曜日となります。また、他の曜日に実施する場合は事前にお知らせして行います。

（注2）営業時間は、営業日の8時30分から17時30分までとなります。

土曜・日曜日については施設入所支援（24時間）での提供となります。

5. 事業所が提供するサービスについて（契約書第4条参照）

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。

なお、「個別支援計画」の写しは、利用者に交付いたします。

障害者支援施設におけるサービス提供の内容(「生活介護」ならびに「施設入所支援」)

① 日常生活支援

食事	管理栄養士により、利用者の心身の状況や嗜好を考慮し、年齢と障害の特性に応じた栄養及び内容の食事を、適切な時間に提供します。当事業所の食事時間は次のとおりです。 (食事時間) 朝食 7時50分～ 昼食 11時50分～ 夕食 17時50分～
入浴	3種類の浴槽から、自立支援を考慮して利用者の方の状態にあった浴槽を使用します。週に2回入浴を行います。ただし、利用者の心身状態により入浴することが困難な場合は、シャワー浴や清拭をおこなうなど適切な方法で実施します。
排泄	自立を促すように援助します。
自立支援	個人個人の希望に合わせて、毎朝夕の着替えを行い、生活のリズムをつけていただきます。体調等に合わせて離床介助を行います。清潔で快適な生活が送れるように援助します。
清掃・洗濯	自立を促すように援助します。

② 医療および健康管理

健康管理	日常的には看護職員が常に利用者の健康状況に注意し、協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。また、健康相談や服薬、通院等の支援を行います。服薬管理は、当事業所の看護職員と相談の上、行います。健康診断は年2回行います。(日程は別途ご連絡します。)
------	---

③ 社会的活動の支援

日常生活指導	地域において自立した社会生活を送るための生活習慣の確立を目指した支援を行います。
創作的活動の機会の提供	日中活動として、利用者の障がい特性をふまえた工夫をもって、創作的活動の機会を提供します。
行事活動	施設内行事や施設外行事、レクリエーションなど、日常生活の充実のための行事の工夫と支援等を提供します。
その他の社会活動	

④相談援助

相談及び援助	常に利用者の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。 また、利用者や家族に対し、適切な相談対応、助言、援助等を行い、常に連携をはかります。
--------	--

⑤家族との交流

会報の発行	当施設の会報を2ヶ月ごとに発行し、ご家族にお送りしています。
行事への参加	当施設が実施する行事に、ぜひ一緒にご参加ください。

6. 利用料と支払いについて(契約書第5条参照)

(1) サービス利用料金について(別表1)

食費・光熱水費を除き、サービス利用料金全体のうち9割が介護給付費等の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者は、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます(定率負担または利用者負担額といいます)。

なお、介護給付費等が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合(償還払い[※1]の場合も含む)については、一旦全額を事業者にお支払い頂きます。

ただし、負担の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

(※1) 償還払いとは、一旦、利用者がサービス利用料金全額を事業者に支払い、後に、支払額のうち9割が市町村から返還されるものです。

《サービス利用の取り消し(キャンセル)について》

利用者が、サービス利用を取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の3日前までに当事業所まで申し出ください。

なお、サービス利用日の3日前までに申出のない場合、食費の実費相当額1,405円(朝食320円、昼食635円、夕食450円)をいただく場合があります。

① 利用者負担の減免について

1ヵ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得(世帯の収入状況に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担の必要はありません。

区 分	世帯の収入状況	1ヵ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 ^(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯で所得割が16万円 ^(注2) 未満の場合。 ^(注3)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注1) 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

(注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

(注3) 入所施設利用者(20歳以上)は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

○所得を判断する際の世帯の範囲は次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児（施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

② 高額障害福祉サービス費について

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます（償還払いの方法によります）。

③ 食費等実費負担の軽減について

施設入所支援における食費・光熱水費の実費負担に関する軽減措置

《施設入所支援を利用する場合》

食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円（障害基礎年金1級受給者や60～64歳の方は28,000円、65歳以上の方は30,000円、65歳以上の身体障害者療護施設利用者・障害者支援施設利用者のうち、日中活動事業として生活介護を利用する者は28,000円）が残るように補足給付が行われます。

《20歳未満で施設入所支援を利用する場合》

20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担（その他生活費25,000円を含めて低所得世帯、一般世帯（市町村民税所得割160,000円未満世帯）で50,000円、一般世帯（市町村民税所得割100,000円以上世帯）で79,000円）となるように補足給付が行われます。さらに18歳未満の場合には、教育費相当分として9,000円が加算されます。

(2) 利用料金・費用のお支払い方法

別表1の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、翌月10日までにご請求しますので、翌月末日までにお支払い下さい。お支払いは、原則として自動口座引き落としとさせていただきます。ただし、これによりがたい場合は、現金支払いまたは指定口座振り込みでお願いいたします。

① 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関 銀行、信用金庫、郵便局

② 下記指定口座への振り込み

銀行名	北洋銀行	本店営業店
口座番号	普通預金	028-5290224
口座名	社会福祉法人）シルバニア	
	障がい者支援施設 ウィズ東苗穂	
理事長	山田 晋子	

7. 利用者が入院等された場合について

当事業所をご利用の期間において、医療機関への入院の必要が生じた場合、または外泊時の対応は、以下の通りです。(契約書第 13 条、14 条参照)

(1) 入院・外泊の場合

① 10 日以内の短期の入院・外泊について

10 日(入退院日を含む連続した 9 泊)以内の短期入院等の場合、その期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。ただし、入退院当日(外泊開始及び終了日)は、通常の利用料をご負担いただきます。

② 上記の期間を越える入院・外泊について

入院月を含めて 3 ヶ月までの入院・外泊については、各月 8 日間(最大で計 24 日)について、所定の利用料をお支払いいただきます。ただし、入退院当日(外泊開始及び終了日)は、通常の利用料をご負担いただきます。

(2) 退院後のご利用について

入院後、3 ヶ月以内に退院された場合には、原則として、退院後再び入院前と同じサービスをご利用できます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院された場合等、退院時に事業所の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所の居室等をご利用いただく場合があります。

(3) 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

8. 身元引受人(契約書第 16 条参照)

事業者は、利用者に対し身元引受人を求めることがあります。但し、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はその限りではありません。身元引受人は次の各号の責任を負います。

- 1 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように施設に協力すること。
- 2 契約解除又は契約終了の場合、施設と連携して利用者の状態に見合った適切な受入れ先の確保に努めること。
- 3 事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物や施設への債務等がある場合には身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 4 身元引受人は、前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物の引き取り、及び 1 ヶ月以内にその他の債務を履行するものとします。但し身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。その場合には、事業者が合理的事情であると判断した場合に限り、期限を延期することがあります。
- 5 事業者は、前項但し書の場合を除いて、身元引受人が引き取りに必要な相当期間が過ぎ

ても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、事業者の判断に基づき当該残置物を強制的に身元引受人に引き渡すか、事業者が処分するものとします。但し、その引き渡し又は処分に係る費用は身元引受人の負担とします。また、その費用について身元引受人からの支払いが行われない場合、及び債務の履行がない場合、事業者は法的手段等により解決を図るものとします。

9. 連帯保証人(契約書第 17 条参照)

- 1 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- 2 前項の負担は、極度額100万円を限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したとき、確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

10. 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第 7 条第 6 項参照)

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 個別支援計画
- (2) サービス提供の具体的な内容
- (3) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (4) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
- (5) 利用者からの苦情の内容
- (6) 事故の状況及び事故に際しての対応

※ 保存期間は、サービス提供完了日から 5 年間です。

※ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前8:30～午後17:30です。

11. 人権擁護及び虐待防止のための措置

(1) 人権擁護および虐待防止

利用者の支援や援助、介助にあたる職員は、利用者に対し身体的または精神的虐待を行わないだけでなく、積極的に人権を擁護します。

- 1 責任者を施設長として事業所における虐待防止のための虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を開催・虐待防止のための対策を検討し、その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図ります。
- 2 介護職員その他の従業員に対し、虐待の防止のための研修を(年2回以上)実施します。

3 事業所における苦情解決体制を整備します。

虐待防止担当者	サービス管理責任者 赤石 侑平
---------	-----------------

(2) 身体拘束について

ウィズ東苗穂では、原則として利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、身体拘束を行う場合は、文書をもって利用者およびその家族等の了解を得るものとし、必ずその評価を行い、必要最低限とします。

(3) 個人情報保護・守秘義務

事業所及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また退職後においてもこれらの秘密を保守するものとします。

12. 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の家族等に連絡するとともに、再発防止に努め、その対応について協議します。

利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所及び職員等の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

13. 緊急時の対応方法

サービス提供中にご利用者の容態に急変があった場合は、協力医療機関または利用者の指定する期間に連絡する等必要な措置を講ずるほか、下記の家族等へ速やかにご連絡します。

(ご家族等への緊急連絡先)

氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

14. 協力医療機関

当施設が定めている協力医療機関は次の通りです。

医療機関	医療法人社団 豊生会 丘珠明陽医院
所在地	札幌市東区北丘珠3条1丁目21番20号
電話番号	011-781-1145
診療科目	内科、循環器内科

15. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「消防計画」により対応します。
防火管理責任者	塩原 清太郎
避難訓練	利用者参加の上、年2回実施します。
防災設備	スプリンクラー、ガス漏れ報知器等

16. 苦情の受付について(契約書第18条参照)

① 当事業所における苦情の受付

◆ 苦情受付ボックスは事務所前に設置しています。

担当者	サービス管理責任者 赤石 侑平
受付時間	8時30分～17時30分(月曜日～金曜日)
電話番号	011-789-3001

苦情受付の方法については、「相談・苦情申し出受付窓口設置のご案内」をご覧ください。

② ウイズ東苗穂が設置する「苦情解決第3者委員」

苦情解決 第3者委員	池田 亮氏(社会福祉法人シルバニア評議員) 電話 011-788-6859
	田中 誠美氏(社会福祉法人シルバニア監事) 電話 011-782-4852

ウィズ東苗穂へ直接申し出がたい内容などは委員へご相談下さい。

③ ウィズ東苗穂以外(行政機関)の相談・苦情受付機関

北海道福祉サービス 運営適正化委員会	札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 3階 電話011-204-6310
-----------------------	---

令和 年 月 日

指定障害者支援施設に関するサービス(施設入所支援及び生活介護事業)の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(事業者)

事業者名	障がい者支援施設 ウィズ東苗穂		
説明者	職種	サービス管理責任者	
	氏名	赤石 侑平	印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害者支援施設に関するサービス(施設入所支援及び生活介護事業)の提供及び利用の開始に同意しました。

(利用者)

住所.....

氏名.....印

(身元引受人)

住所.....

氏名.....印

本人との続柄.....

(連帯保証人)

住所.....

氏名.....印

本人との続柄.....